

発信者情報開示請求チェックリスト【商標権侵害】

20250513版

【目的】

任意の発信者情報開示請求において、発信者情報開示請求者（以下「請求者」）の誤解や資料の不備等により、いたずらに発信者情報開示プロセスが煩雑となり、問い合わせの往復が増え、開示が遅れたり、不要な訴訟が増えたりすることを防止するとともに、不備のない内容で請求を受けたプロバイダ等の迅速かつ円滑な対応を促す。

【対象】

情報流通プラットフォーム対処法発信者情報開示関係ガイドライン（以下「GL」）の「IV 権利侵害の明白性の判断基準等」に記載する商標権侵害のうち、典型的に任意での開示が可能な類型。当面偽ブランド品の広告（出品を含む）による商標権侵害に限定する。

【利用方法】

大項目にチェックが入るよう、中小項目にて確認し、チェック結果を発信者情報開示請求書に同封する。

項番	大	中	小	チェックポイント	解説	逐条、GL該当箇所
I	☐	☐	☐	特定電気通信による権利侵害である。	Webページ、電子掲示板、ビデオストリーム、P2P型ファイル交換等による1対多の電気通信により流通する情報による権利侵害である。	逐条p3～4,注1
	☐	☐	☐	電子メール等1対1通信による権利侵害ではない	経由プロバイダとの通信は特定電気通信の一部	逐条p4
	☐	☐	☐	詐欺の被害ではなく、詐欺の出品者の連絡先情報の開示請求ではない。	詐欺の被害と情報流通との間には相当因果関係が通常認められない。出品者の連絡先情報は発信者情報ではない。（弁護士会照会等によるのが	逐条p1、GL15
	☐	☐	☐	リンク先の情報による権利侵害ではない。	いわゆる間接侵害類型については権利侵害の明白性の判断が困難なため、本チェックシートによる任意開示対象とはしない。	
II	☐	☐	☐	請求の相手方は以下のいずれかである：		
II-1	☐	☐	☐	Webページのホスティング事業者、電子掲示板の管理者、映像や音声のホスティング／ストリーム事業者		
II-2	☐	☐	☐	II-1の通信のアップロードに利用されたいわゆる「経由プロバイダ」	NTTドコモ最高裁判決（最判平22・4・8）により確定している。	GL II-1、注1、注3
III	☐	☐	☐	請求者は、以下のいずれかである。		
III-1	☐	☐	☐	権利侵害の被害者本人または保護者である。	本人確認資料を添付する。法定代理人である保護者の場合は、住民票等法定代理関係を証する書面も添付する。	GL II-1、III-2(2)書式①注1
	☐	☐	☐	権利侵害の被害者が企業である場合、顧問弁護士、法務担当部署または権利管理担当部署から請求する（またはチェックを受けた。）	現場からの要請は、情報不足になりがちなので、組織的に対応するのが望ましい。	
III-2	☐	☐	☐	権利侵害の被害者の代理人である。		GL II-1、
	☐	☐	☐	代理権を確認する書類（情報）を添付した。	弁護士の場合、委任状の添付は不要	GL II-1、III-2(4)
	☐	☐	☐	弁護士法違反となる代理行為ではない。	弁護士法72条により何らかの報酬を得る目的での法律事務を業とする（反復継続して行う意思がある）ことは非弁行為として禁止されている。	
IV	☐	☐	☐	各権利侵害情報の所在を最小単位で特定した。		書式①特定電気通信設備 書式①掲載された情報
	☐	☐	☐	偽ブランド品の個々の出品情報や広告における商標権侵害箇所を特定した		書式①掲載された情報

		☐	ネットオークションやショッピングモール、ネット通販サイト全体のURLのみで特定していない。		
V	☐		権利侵害情報に関するWebページのホスティング事業者、電子掲示板の管理者等からアップロード時のIPアドレスとタイムスタンプの開示を受けた	経由プロバイダに対する発信者情報開示請求の場合	GL III-4(1)(b)
		☐	IPアドレス、タイムスタンプの入手経路、一次開示にいたった判断経緯(仮処分決定等)を添付した。	IPアドレス、タイムスタンプの正確性を確認する資料が必要。	GL III-4(1)(b)
VI	☐		権利侵害が明白である。		GL IV-1、書式①権利が明らかに侵害されたとする理由
	☐		商標権の登録、発生、正当な権利者であることの証拠を添付した。	商標登録番号、商標登録原簿及び公報の写しを提供する。	GLIV-4(1)、注21 書式①侵害された権利、注2
	☐		発信者に権利許諾していない。		GL IV-4(3)
	☐		以下のいずれかにより商品に関する情報が真正品に係るもので無いことを確認した。		GL IV-4(2)b)a 注16、17
	☐		情報の発信者が真正品でないことを自認している商品		GL IV-4(2)b)a①
	☐		商標権者により製造されていない類の商品		GL IV-4(2)b)a②
	or	☐	商標権者が真正品でないことを証する資料を示している商品	具体的には、商標権者において当該商品についてこれが真正品でないことを証した書面について、信頼性確認団体等の専門的知見を有する者がその内容を確認したもの(確認書)などが考えられる。	GL IV-4(2)b)a③注18
an	☐		次のすべての事項が確認でき、商標権侵害であることが判断できた		GL IV-4(2)b)b 注19、注20
	☐		広告等の情報の発信者が業として商品を譲渡等する者であること		GL IV-4(2)b)b①
	and	☐	その商品が登録商標の指定商品と同一又は類似の商品であること		GL IV-4(2)b)b②
	☐		商品の広告等を内容とする情報に当該商標権者の登録商標と同一又は類似の商標が付されていること	偽造品の広告として発信されているサイト/または商品ページに、請求者の商標または類似の商標が付されているか、当該商標が映りこんだ真正品の画像がある。	GL IV-4(2)b)b③
	☐		権利侵害態様の証拠書類を添付した	物販サイトである場合は、サイト及び／または商品ページを印刷したものを添付する	書式①証拠、同注6
	☐		商標を利用している商品が真正品で無いか、商標権者により製造されていない商品であることを証明する書面を添付した。	事案によるが、信頼性確認団体による確認書の提出で足りる場合がある。	GL IV-4(2)b)a、(4)、注21